

# 学校感染症による出席停止について

足立学園 保健室

下記の感染症にかかった場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止」となります。担任に必ず連絡をし、医師の許可が出るまで自宅で療養・回復に努めてください。治癒後、再登校の際にこの「治癒証明書」を担任に提出するようお願いいたします。

なお、第三種のその他の感染症は、「学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要である時に限り、校長が学校医の意見を聞き」決定するものと規定されていますので、ご承知おきください。(文部科学省「学校において予防すべき感染症の解説」より抜粋)

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MARS)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)	治癒するまで
	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(発熱初日は発症0日目と数える)
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 (感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、带状疱疹など)	

## 治癒証明書

足立学園中学校・高等学校 学校長 殿

中学・文理科・普通科 年 組 番 氏名 \_\_\_\_\_

診断名( \_\_\_\_\_ )

治療期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記疾患は治癒しましたので 月 日から登校しても差し支えありません。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名 \_\_\_\_\_

(印)